

静岡県告示第649号

建設工事入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項(平成18年静岡県告示第1003号)の一部を次のように改正する。

令和6年10月11日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
(略) 第1 建設工事入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法その他必要な事項 1 提出時期等 (1) 定期の審査に係る申請は次のとおりとする。 ア～ウ (略)			(略) 第1 建設工事入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法その他必要な事項 1 提出時期等 (1) 定期の審査に係る申請は次のとおりとする。 ア～ウ (略)		
提出の区分	提出の方法、時期	提出の場所等	提出の区分	提出の方法、時期	提出の場所等
1 静岡県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)のうち提出しようとする年度の <u>10月1日の前1年</u> を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の26第1項の規定による評価(以下「経営規模等評価」という。)において法第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求した者	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請) 西暦偶数年の <u>11月9日から12月28日</u> までの間 (紙申請) 西暦奇数年の <u>1月19日から1月26日</u> までの間で指定した日	(電子申請) 電子申請サービスへ 入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送 (紙申請) 静岡県庁(表1)	1 静岡県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請) 西暦偶数年の <u>11月11日から12月24日</u> までの間 (紙申請) 西暦奇数年の <u>1月20日から1月24日</u> までの間で指定した日	(電子申請) 電子申請サービスへ 入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送 (紙申請) 静岡県庁(表1)
2 静岡県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外業者」という。)	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請)	(電子申請) 電子申請サービスへ	2 静岡県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外業者」という。)	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 (電子申請)	(電子申請) 電子申請サービスへ

	西暦偶数年の <u>11月9日から12月28日</u> までの間 (紙申請) 西暦奇数年の <u>1月19日から1月26日</u> までの間で 指定した日	入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送 (紙申請) 静岡県庁		西暦偶数年の <u>11月11日から12月24日</u> までの間 (紙申請) 西暦奇数年の <u>1月20日から1月24日</u> までの間で 指定した日	入力・送信し、添付書類は静岡県庁へ郵送 (紙申請) 静岡県庁												
3 経常建設共同企業体	(紙申請) 西暦奇数年の <u>1月19日から1月26日</u> までの間で 指定した日	(紙申請) 静岡県庁	3 経常建設共同企業体	(紙申請) 西暦奇数年の <u>1月20日から1月24日</u> までの間で 指定した日	(紙申請) 静岡県庁												
4 事業協同組合	(紙申請) 西暦奇数年の <u>1月19日から1月26日</u> までの間で 指定した日	(紙申請) 静岡県庁	4 事業協同組合	(紙申請) 西暦奇数年の <u>1月20日から1月24日</u> までの間で 指定した日	(紙申請) 静岡県庁												
<p>表1 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 提出書類及び提出方法 提出書類及び提出方法については、次に掲げるものとする。</p> <p>(i) 県内業者及び県外業者 ア (電子申請のうち、1(1)の定期の審査に係る申請の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>摘要</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			提出書類名	摘要	提出方法	(略)	(略)	(略)	<p>表1 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 提出書類及び提出方法 提出書類及び提出方法については、次に掲げるものとする。</p> <p>(i) 県内業者及び県外業者 ア (電子申請のうち、1(1)の定期の審査に係る申請の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>摘要</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			提出書類名	摘要	提出方法	(略)	(略)	(略)
提出書類名	摘要	提出方法															
(略)	(略)	(略)															
提出書類名	摘要	提出方法															
(略)	(略)	(略)															

<p>4 納税証明書 (写し)</p>	<p>①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合については不要。<u>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u></p>	<p>法第3条による許可を静岡県知事から受けている業者（以下「県知事許可業者」という。）については経営事項審査会場にて確認、それ以外は郵送（書面）</p>	<p>4 納税証明書 (写し)</p>	<p>①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合については不要。</p>	<p>建設業法（昭和24年法律第100号。）以下「法」という。）第3条による許可を静岡県知事から受けている業者（以下「県知事許可業者」という。）については経営事項審査会場にて確認、それ以外は郵送（書面）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>21 法人番号確認書類 (写し)</p>	<p>法人のみ</p>	<p>郵送（書面）</p>	<p>21 パートナ ーシップ構築 宣言登録企業 であることを 証する書類</p>	<p>該当する場合のみ</p>	<p>郵送（書面）</p>
<p>22 法人番号確認書類 (写し)</p>	<p>法人のみ</p>	<p>郵送（書面）</p>	<p>22 法人番号確認書類 (写し)</p>	<p>法人のみ</p>	<p>郵送（書面）</p>

22 その他	様式8 誓約書	(略)
イ (電子申請のうち、1(2)の追加の審査に係る申請の場合)		
提出書類名	摘要	提出方法
(略)	(略)	(略)
4 納税証明書(写し)	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合については不要。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u>	郵送(書面)
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明(その3、その3の2又はその3の3)。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u>	
(略)	(略)	(略)
17 技術職員名簿(写)	<u>経営規模等評価</u> の申請書における別紙ニ	郵送(書面)

23 その他	様式8 誓約書	(略)
イ (電子申請のうち、1(2)の追加の審査に係る申請の場合)		
提出書類名	摘要	提出方法
(略)	(略)	(略)
4 納税証明書(写し)	①静岡県税納税証明書 県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明。ただし、静岡県内に本店、営業所等がない場合については不要。	郵送(書面)
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明(その3、その3の2又はその3の3)。	
(略)	(略)	(略)
17 技術職員名簿(写)	<u>法第27条の26第1項の規定による評価</u>	郵送(書面)

し)		
(略)	(略)	(略)
<u>23</u> 法人番号 確認書類 (写し)	法人のみ	郵送（書 面）
<u>24</u> その他	様式8 誓約書	郵送（書 面）

ウ （紙申請）

提出書類名	摘 要	提出方法
(略)	(略)	(略)
6 納税証明 書 (写し)	①静岡県税納税証明 書 県財務事務所で交付 。個人の場合は個人 事業税、法人の場合 は法人県民税及び法 人事業税について完 納していることの証 明。ただし、静岡県 内に本店、営業所等 がない場合について は不要。 <u>新型コロナ ウイルス感染症の影 響により徴収の特例 猶予を受けた場合は 別途通知で定める 代替書類。</u>	県知事許 可業者に ついては 経営事項 審査会場 にて確 認、それ 以外は持 参（書 面）

し)	<u>（経営規模等評価） の申請書における別 紙ニ</u>	
(略)	(略)	(略)
<u>23</u> パートナ ーシップ構築 宣言登録企業 であることを 証する書類	該当する場合のみ	郵送（書 面）
<u>24</u> 法人番号 確認書類 (写し)	法人のみ	郵送（書 面）
<u>25</u> その他	様式8 誓約書	郵送（書 面）

ウ （紙申請）

提出書類名	摘 要	提出方法
(略)	(略)	(略)
6 納税証明 書 (写し)	①静岡県税納税証明 書 県財務事務所で交付 。個人の場合は個人 事業税、法人の場合 は法人県民税及び法 人事業税について完 納していることの証 明。ただし、静岡県 内に本店、営業所等 がない場合について は不要。	県知事許 可業者に ついては 経営事項 審査会場 にて確 認、それ 以外は持 参（書 面）

	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u>			②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			26 パートナ ーシップ構築 宣言登録企業 であることを 証する書類	該当する場合のみ	持参（書 面）
26 法人番号 確認書類 （写し）	法人のみ	持参（書 面）	27 法人番号 確認書類 （写し）	法人のみ	持参（書 面）
27 その他	様式8 誓約書	持参（書 面）	28 その他	様式8 誓約書	持参（書 面）
(2) 経常建設共同企業体 (略)			(2) 経常建設共同企業体 (略)		
(3) 事業協同組合			(3) 事業協同組合		
提出書類名	摘 要	提出方法	提出書類名	摘 要	提出方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 納税証明 書（写し）	①静岡県税納税証明 書 県財務事務所で交付 。個人の場合は個人 事業税、法人の場合 は法人県民税及び法 人事業税について完 納していることの証 明。ただし、静岡県 内に本店、営業所等	持参（書 面）	8 納税証明 書（写し）	①静岡県税納税証明 書 県財務事務所で交付 。個人の場合は個人 事業税、法人の場合 は法人県民税及び法 人事業税について完 納していることの証 明。ただし、静岡県 内に本店、営業所等	持参（書 面）

	がない場合については不要。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u>			がない場合については不要。	
	②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例猶予を受けた場合は、別途通知で定める代替書類。</u>			②消費税及び地方消費税納税証明書 所管の税務署で交付。消費税及び地方消費税について完納していることの証明（その3、その3の2又はその3の3）。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			26 <u>パートナーシップ構築宣言登録企業であることを証する書類</u>	該当する場合のみ	持参（書面）
26 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	(略)	27 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	(略)
27 その他	様式8 誓約書	(略)	28 その他	様式8 誓約書	(略)
(4) 復旧・復興建設工事共同企業体 (略)			(4) 復旧・復興建設工事共同企業体 (略)		
第2 建設工事入札参加資格の再審査にかかる申請書の提出の方法その他必要な事項 1～3 (略) 4 提出書類等 提出書類は、第1の3に定めるものに加え、次に掲げるものとする。 (1) 合併又は営業譲渡 (略)			第2 建設工事入札参加資格の再審査にかかる申請書の提出の方法その他必要な事項 1～3 (略) 4 提出書類等 提出書類は、第1の3に定めるものに加え、次に掲げるものとする。 (1) 合併又は営業譲渡 (略)		

提出書類名	摘 要	提出方法	提出書類名	摘 要	提出方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5 許可証明書</u>		持参 (書面)	<u>5 建設業許可 通知書 (写し)</u>		持参 (書面)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 更生手続開始決定者、再生手続開始決定者			(2) 更生手続開始決定者、再生手続開始決定者		
提出書類名	摘 要	提出方法	提出書類名	摘 要	提出方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3 許可証明書</u>		持参 (書面)	<u>3 建設業許可 通知書 (写し)</u>		持参 (書面)
第3 (略)			第3 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和6年10月11日告示第649号)

この告示は、公示の日から施行する。